意　見　陳　述　書　　　　　　　田澤　道子　(仮名)

１　はじめに

　私は、現在、「未届けの夫」山崎精一と二人で暮らしています。

一緒になって３５年になりますが、その間に３人の子供を産み、育て、現在は３人とも独立しています。

２　事実婚について

(1) 私が別姓での結婚をするため事実婚を選んだのは、姓までを含めた自分の名前を大切にしたい、結婚したとしても姓を変えたくない、という自然な発想からです。また、結婚することで当たり前のように女性が男性の姓に変わるという世の中の常識に疑問を感じたためです。周りに婚姻届を出さずに事実婚を選択している複数の友人のカップルがいたことも、自分の想いを後押ししてくれました。

兄姉私の三人兄弟の末っ子として生まれ、男である兄が大切にされ、姉や私のような女の子は生意気になるから大学に行かなくても良いといわれるような家父長的な考えを持つ親の元で育ちました。そのため、親元から離れて生活するに従い、そういう家制度的なものにしばられて生きたくないという気持ちが強くなりました。

夫と結婚を考える中で、私が姓を変えたくないと山崎に伝えると、山崎は、それなら自分が姓を変えようかとも言ってくれました。しかし、私は、自分の嫌なことを相手にもさせたくない、私と同様、自分の姓を大切にしてもらいたいという想いを伝えました。このように、自然な発想の流れで、結婚してもお互いに自分の名前を大切にしようと望んだのですが、現在の法律では婚姻する際に別姓を選択することはできません。そのため、私たちはやむなく事実婚を選択しました。

(2) 私の父は結婚を報告すると大喜びで実家に私たちを迎え入れてくれました。　ところが、事実婚であることを報告するととたんに「みっともないことをするな!家を出ていけ」と怒り、手を上げようとしました。母親が制してくれている間に、私たちはあわてて実家をでました。

(3) しかし、この父も、私たちが普通の家庭と変わりなく生活していることを耳にしていたのでしょう。孫にあたる第一子が生まれると、何事もなかったように私たち家族を受け入れてくれるようになりました。母は事あるごとに、私たちのような新しい生き方もあるのだと父に言い聞かせていたようです。

また、私たちが事実婚を選択した際、周りには子どもが生まれた時にどうするのかなどと心配してくれる人もいました。子どもたち三人は、私の姓になり、婚外子となりました。しかし、周りが心配したように家庭が壊れることもなく、ごく当たり前の普通の家族として仲良く生活し、三人の子供たちは立派に成人してくれました。

(4) 私は、山崎の両親を大切な親と思って接してきました。また幸いなことに山崎の両親は外国生まれ、外国育ちのためか日本の因習にとらわれず、事実婚を選択した私たち夫婦を尊重してくれ、私を家族として大切にしてくれました。

３　事実婚で困ること

今まで生きてきた中で、事実婚でいることで困ることはあまりありませんでした。職場もいろいろ変わりましたが、理解してもらえる相手には事実婚であることを打ち明けていました。しかし、現在の職場では、事実婚に対する偏見が強いと感じるため、明らかにしていません。事実婚であることに、理解を得る為の説明にエネルギーを注ぐ必要もないと、静かに過ごして自然にしています。

私たち夫婦も高齢者の域に達してきました。今後、どちらかが緊急入院・手術を受けるような場面になった時、事実婚であることで、家族として認められないのではないかという心配や不安があります。さらに、どちらかが亡くなって遺産相続の問題になった場合、配偶者として認められず、経済的な不利益を受けることにも、大きな不安と感じています。

４　結語

　好きな相手と一緒に生活し、家庭を築くことが結婚ならば、その自然の営みである「結婚」を、ひとつの決まりきった枠や型にはめ込むことは不自然であり、息苦しく、生きにくいものとなります。現在のような婚姻制度がきちんとない時代にも夫婦親子で成り立つ家族は十分機能していました。

　グローバル化を唱えながら、夫婦の姓が違うと家族がバラバラになる、と言う人たちがいます。この世の中の多様な人々の動きを見て、本気でそう思っているのでしょうか。家族がバラバラになる、家庭が壊れるのは、夫婦の姓が違っていることで起きるものではないということは、たくさんの事例、事象の中で明らかではないのでしょうか。誰もが自分の選んだ道を素直に生きられる世の中になれば良い。そう考えるきっかけになる一石を投じたいと思います。

夫婦同姓を強制する現在の民法の下で、婚姻前の姓を維持したい私たち夫婦は、事実婚という特別な結婚の形を取らざるを得ませんでした。しかし、今後、結婚に当たって自由に姓を選べるよう、民法７５０条が改正され、選択肢が広がることを強く願っています。

以上

意　見　陳　述　書　　　　　　山崎　精一

１ 　原告の山崎精一です。私がなぜこの裁判に加わり、国に損害賠償責任を求めているのか申し上げたいと思います。

２ 　私は元地方公務員で東京の廃棄物処理に携わり、現在は６９歳の年金生活者です。

３１歳の時に妻と出会い、１９８３年３４歳の時に江東区で同居を始めました。その際、姓をどうするか、婚姻届けを出して法律的な結婚をするかどうか、話し合いました。二人の結論は、婚姻届けを出さないで結婚しよう、事実婚で行こう、ということでした。

それはお互いの名前を大事にしたい、男女差別をなくし、できるだけ平等な関係でいたい、という決意の表れでした。

３ 　私たちは、１９８４年２月１９日に「新しい出発の会」という名称で結婚式を行い、家族、親戚、同僚、友人１５０人が参加してくれました。その中で私たちは別姓結婚を宣言しました。それは結婚を否定するのではなく、新しい婚姻の在り方を求めたい、という二人の意志の表現でした。

(1)　その集まりで配布したしおりの中で、私は次のように述べました。

「全く違う女と男が一緒に暮らす、この大変なことを、籍が一つになり姓が同じになることによって忘れてしまうのではないか？私は夫婦であっても、あくまでも、独立した対等な人間同志の関係であり続けたい。婚姻届けを出さないということはそのための条件であり、表現に過ぎない。」

「私は彼女に私の「嫁さん」や「奥さん」になって欲しくない。同時に、私も「主人」や「旦那」になりたくない。それは単に名前や呼び方を変えればよいという問題ではないだろう。名前に表されている男と女の家庭の中での地位と関係そのものを変えるのでなければならない。」

 (2)　この「新しい出発の会」に妻の両親が参加してくれなかったことは、とても残念でした。しかし、妻の母親は次のような祝福の歌を送ってくれました。

あたらしき人のしくみの「レール」をば

　　　　　　　　つつがなくぞや　ひきてくれなん

 (3)　私の両親はともに結婚式に参加してくれ、父は次のようなはなむけの言葉を贈ってくれました。

「いずれ生まれてくる子供が、この両親の下に生まれ育ってよかったなあと思うような明るい家庭を作ってほしい。」

４ 　その年に最初の男の子が生まれ、その後にも二人の娘に恵まれました。みな婚外子であり、出生届の父親欄には私の名前を記入しましたが、抹消されてしまいました。当然三人とも山崎の姓ではなく、妻の姓となりました。

当初は認知もしていませんでしたし、住民票も妻とは別世帯になっていましたので、私と子供たちを法律的に結び付けるものは何もありませんでした。

そうだからこそ「私は普通の父親以上に親としての役割を果たすつもり」でいました。三人の出産に立ち会い、オムツ交換はもちろん冷凍母乳での授乳も生後すぐから行い、保育園の送り迎えも１２年間続けました。小学校に上がるようになってからも保護者会や三者面談にも出ていました。

子育ては大変でつらいと当時は思っていましたが、今となっては懐かしい思い出です。

５ 　しかし、別姓結婚を貫くという私たちの選択が子供たちに負担を掛けているのではないかと、不安でもありました。そのような不安を吹き飛ばしてくれる出来事が三年前にありました。それは息子の結婚式の場面でした。

(1)　両親からの挨拶の時に私は息子と姓が異なることを結婚式に参列された皆さんに説明しておく必要があると考え、次のように発言しました。

「私たち夫婦は対等で平等な関係を求めた結果、別姓結婚の道を選びました。その結果、三人の子供たちは私と姓が異なることとなり、いやな思いをさせられたこともあったかも知れません。しかし一平はそのことでひねくれたりせず、真っ直ぐに育ってくれたことに親として感謝しています。」

(2)　息子の両親への言葉も夫婦別姓の両親の子供として育った思いを述べたものでした。

「小さい頃は、なんとなく面倒な親の下に生まれてきたものだと嘆いたものです。そんな一風変わった親の下で育ったが故になんとなく自分は普通に目立たない人でありたいと思い生きてきました。しかし、最近周りから自分は非常に変わったところのある人間だということを指摘されるようになりました。いまでも十分に認められているとは言えない夫婦別姓という形を３０年以上前に選択して歩んできた両親の考えと行動の凄さを、いまでは多少なりとも理解し尊敬できるようになりました。二人の息子として今日この場に立てていること、本当に感謝しています。」

 (3)　事前に打ち合わせをした訳でもないの、期せずして、姓が違う父親と息子として生きてきた思いを結婚式の場で皆さんと共有できたことに、私は驚き、嬉しく思いました。

６ 　最後に国際的な観点、グローバルな視点から意見を述べたいと思います。世界各国には異なる婚姻制度があり、夫婦が同姓の国も、別姓の国もあります。しかし、法律で夫婦同姓を定めている国が日本だけであることは、日本国政府も認めています。そしてこのことが女性差別に該当するので改めるよう国連の女性差別撤廃委員会から三度にわたって勧告されています。

私たちの訴えは憲法１４条と２４条を根拠にしていますが、さらに国連の自由権規約や女性差別撤廃条約をも根拠としています。日本だけが何か特別な国だから女性差別や人権無視が許されるという時代ではもはやありません。

世界経済フォーラムが昨年十二月に公表した日本のジェンダーギャップ指数は１４９か国中１１０位でした。１１０位というこの数字の裏には、個人の尊厳と両性の本質的平等という憲法２４条の精神が家庭の中で活かされていないという現実が隠されていると思います。私は選択的夫婦別姓が実現することによって初めて、家族の中での妻と夫の対等で自立した関係が築ける出発点になると信じています。

選択的夫婦別姓は一部の少数派の女性だけの問題ではなく、すでに結婚している多くの男女、これから結婚しようとする全ての男女に関わる問題です。単なる呼び名の問題ではなく、個人の尊厳、人権に関わる基本的な問題だと思います。

裁判官の皆様が私たちの声に耳を傾けていただいたことに感謝いたします。ありがとうございました。